

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
農林水産省関係省令の整備等に関する省令について

令和 4 年 3 月
農林水産省輸出・国際局

I 趣旨

種苗法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）の一部及び種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和 3 年政令第 246 号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成 10 年法律第 83 号）の規定に基づき、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を制定する。

なお、本省令は、改正法の改正規定のうち、令和 4 年 4 月 1 日施行の規定に対応するものである。

II 概要

1 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）の一部改正

(1) 品種登録出願時の種子又は種菌の提出について

種子又は種菌を種苗とする品種について、品種登録出願時に当該品種の種子又は種菌を提出することを一律に義務付ける規定を廃止する。

（本省令による改正前の種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 4 条）

(2) 願書の記載事項及び出願品種の審査について

重要な形質のうち必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質については、出願者がその特性について種苗法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に該当しないと思料する場合には願書に記載しないことができることとし、出願者が願書に記載していない特性については出願品種の現地調査又は栽培試験において調査しないものとする。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う現地調査について、その実施方法等を規定する。

（種苗法施行規則第 5 条及び第 11 条の 2）

(3) 出願料及び登録料の額について

出願料及び登録料の額を定める。

（種苗法施行規則第 8 条及び第 19 条）

(4) 手数料の額について

現地調査又は栽培試験に係る手数料の額及び納付方法等を規定する。

（種苗法施行規則第 11 条の 3 及び別表第 3 の 1 から別表第 3 の 3 まで）

(5) 訂正制度について

訂正請求の方法及び訂正請求に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等を規定する。

（種苗法施行規則第 12 条の 2 及び第 12 条の 3）

(6) 従属品種の育成方法について

従属品種の育成方法としてゲノム編集（遺伝子組換えを除く。）を追加する。

（種苗法施行規則第15条）

(7) 判定制度について

判定の求めの手段及び判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等を規定する。

（種苗法施行規則第18条の2及び第18条の3）

(8) その他

その他所要の規定の整備を行う。

2 品種登録規則（平成10年農林水産省令第86号）の一部改正

改正法に基づく定義の新設等所要の規定の整備を行う。

（品種登録規則第11条及び第80条）

III 施行期日

令和4年4月1日

種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和4年3月
農林水産省
輸出・国際局知的財産課

1 改正の趣旨

種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分（審査の最小単位）ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について形質（品種登録の審査の指標となる重要なもの）を定めることとしている。種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第1は、区分及び各区分に属する農林水産植物（学名）を定めている。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願に係る品種の属する「植物の種類」等を記載した願書を提出することとしている。当該「植物の種類」は、規則第5条に基づき、出願書に規則別表第2において定められた学名及び和名を記載することとされている。

今般、別表第1に区分の定めがない植物の出願品種の品種登録特性審査等へ対応するため、また、植物新品種保護国際同盟が定める国際標準の審査基準に準拠させるため、別表第1「植物の区分」及び別表第2「植物の種類」の追加等を行う。

2 改正の内容

（1） 区分の追加等（規則別表第1関係）

区分を新たに追加するとともに、各区分に属する植物の追加、植物の変更等の改正を行う。

（2） 植物の種類に係る学名及び和名の追加等（規則別表第2関係）

植物の種類について、その学名及び和名を新たに定めるとともに、既に規定されている学名及び和名の変更の改正を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日



種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質の公示について

令和4年3月
農林水産省
輸出・国際局知的財産課

1 趣旨

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。これを受けて、平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）（以下「旧告示」という。）において、当該「重要な形質」を定めている。
- (2) 種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令により種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「施行規則」という。）第5条第2項が改正され、「重要な形質」のうち、出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して必ず調査をしなければならないもの以外のもの（以下「選択形質」という。）について農林水産大臣が定めて公示することとされることから、「重要な形質」に加えて「選択形質」を定める告示を新たに定めることとする。なお、旧告示は、令和4年3月31日付で廃止する。
- (3) また、新たに定める告示においては、
 - ① 種苗法施行規則の一部を改正する省令により施行規則別表第1に新たな区分が設けられることに合わせ、これらの区分に係る重要な形質を新たに規定する。
 - ② 国際標準に準拠させる等の観点から旧告示の重要な形質を見直す。
 - ③ 令和3年度の農業資材審議会種苗分科会の議論を踏まえ、旧告示の重要な形質を見直す。

2 旧告示からの変更点

- ① 重要な形質のうち、出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して必ず調査をしなければならないもの以外のものを「選択形質」として定める。
- ② 施行規則別表第1で新たに定める7区分に係る重要な形質を新たに規定。
- ③ 植物新品種保護国際同盟が定める国際標準の審査基準（以下「UPOVテストガイドライン」という。）に準拠させるため、5区分の重要な形質について改正。
- ④ 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる20区分の重要な形質について改正。
- ⑤ 326区分の重要な形質について、名称を適正化するとともに調査対象や方法が不明確な重要な形質を整理。

3 施行期日

令和4年4月1日

「区分」及び「重要な形質」の改正の概要

1 区分を新設するもの（2の②関係）

	区 分
1	エリカモドキ
2	ベルセリア
3	エウパトリウム
4	ハイネズ
5	リグストルム シネンセ
6	サギソウ
7	ストロビランテス アニソフィラ

2 UPOVテストガイドラインに準拠して重要な形質を改正する区分（2の③関係）

	区 分
1	落花生
2	ディーフェンバキア
3	ダイコン
4	トマト
5	ムギワラギク

3 審査の運用結果を踏まえて重要な形質を改正する区分（2の④関係）

	区 分
1	エリンギウム
2	トリカブト
3	オオバナオケラ
4	テンサイ
5	アブラナ（在来ナタネ（ハクサイ及びカブを除く。））
6	ミシマサイコ
7	トウガラシ
8	ベニバナ
9	スイカ
10	メロン
11	エゾウコギ
12	ヘリクリスム
13	ハッカ
14	プリムラ（在来サクラソウを除く。）
15	ジオウ
16	ダイオウ
17	ゴマ

18	ホウレンソウ
19	ステビア
20	センブリ

4 その他、326区分の重要な形質の改正（2の⑤関係）

以下の視点から重要な形質を整理

- (1) 品種特性の対象が明らかでない形質
重要な形質例：病害抵抗性、虫害抵抗性
- (2) 客観的評価方法の定義がない形質
重要な形質例：環境耐性、耐寒性、耐暑性、耐干湿性、耐折裂性
- (3) 環境影響を大きく受け、再現性のある評価困難な形質
重要な形質例：休眠性、性表現、採種性
- (4) 審査に長期間を要する形質
重要な形質例：着果習性
- (5) UPOVで認めていない評価方法の形質（主観的な評価）
重要な形質例：香気、風味
- (6) 純粋な品種特性よりも加工技術等の影響が大きい形質
重要な形質例：株貯蔵性、加工適性、挿し木の難易、台木用品種にあっては、接ぎ木の難易、接ぎ木後の草勢及び台木の根の発育